

## 病第 1 号議案 横浜市病院事業の設置等に関する条例及び 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

横浜市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、令和 2 年 5 月 1 日に移転します。それに伴い、「横浜市病院事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）及び「横浜市病院事業の経営する病院条例（以下「経営条例」という。）の一部を改正します。

### 1 改正の概要

#### (1) 設置条例

- ア 第 4 条第 2 項に規定する市民病院の位置について、現行の「横浜市保土ヶ谷区」から「横浜市神奈川区及び西区」とします。（参考 1 を参照）
- イ 市民病院に附置しているがん検診センターを廃止するため、がん検診センターに関する規定を削除します。
- ウ 同条第 4 項に規定する診療科目名について、医療法施行令等の関係法令を踏まえ整理し、病院の名称、位置及び病床数と合わせて別表第 1 に記載するとともに、脳卒中・神経脊椎センターの介護老人保健施設の定員について、別表第 2 に記載します。
- エ 第 8 条第 1 項及び第 2 項に定める附属機関「横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会」については、所期の目的を達成したため廃止し、別表から削除します。

(参考 1) 市民病院の位置図



## (2) 経営条例

ア 市民病院で新たに人間ドックを実施するため、第2条第1項の各号に規定する使用料及び手数料の規定のうち、市民病院を利用する者について第6号（人間ドックの規定）を適用できるようにします。

イ 別表に定める駐車場使用料の上限について、「3時間まで」を「2時間まで」に、「3時間を超えて1時間までごと」を「2時間を超えて20分までごと」にします。（検査・処置等により長時間にわたって利用する場合は、同条例第4条に基づき減免します。）

(参考2) 経営条例の別表（駐車場使用料部分の抜粋）

別表（改正前）

駐車場 使用料	駐車 時間	3時間まで	310円
		3時間を超えて	200円
		1時間までごと	

別表案（改正後）

駐車場 使用料	駐車 時間	<b>2時間</b> まで	310円
		<b>2時間</b> を超えて	200円
		<b>20分</b> までごと	

(参考3) 経営条例の減免規定

第4条 病院事業管理者は、特別の事情があると認める場合又は規程で定める場合は、使用料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

(参考4) 市民病院駐車場等配置図



## 2 条例の施行日

令和2年5月1日

## 3 添付資料

新旧対照表（別紙）

新旧対照表

現行	改正後（案）
（第1条から第3条まで省略）	（第1条から第3条まで省略）
（経営の基本）	（経営の基本）
<p>第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>	<p>第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>
<p>2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の<u>名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p>	<p>2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の<u>名称、位置、診療科目及び病床数は、別表第1のとおりとする。</u></p>
<p>名称 位置</p> <p>横浜市立市民病院 横浜市保土ヶ谷区</p> <p>横浜市立みなと赤十字病院 横浜市中区</p> <p>横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 横浜市磯子区</p>	<p>(削除)</p>
<p>3 <u>横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設を附置する。</u></p>	<p>3 <u>横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設を附置する。</u></p>
<p>4 <u>病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。</u></p>	<p>4 <u>前項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員は、別表第2の左欄に掲げる提供するサービスの種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p>
<p>(1) <u>横浜市立市民病院</u></p> <p><u>内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(2) <u>横浜市立みなと赤十字病院</u></p> <p><u>内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(3) <u>横浜市立脳卒中・神経脊椎センター</u>  <u>内科、神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの</u></p>	
<p>5 <u>病院の病床数の計画は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>横浜市立市民病院</u>  <u>ア 一般病床 624床</u>  <u>イ 感染症病床 26床</u></p> <p>(2) <u>横浜市立みなと赤十字病院</u>  <u>ア 一般病床 584床</u>  <u>イ 精神病床 50床</u></p> <p>(3) <u>横浜市立脳卒中・神経脊椎センター</u>  <u>一般病床 300床</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>6 <u>第3項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第28項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を受けすることができる者 80人</u></p> <p>(2) <u>介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを受けすることができる者 33人</u></p>	<p>(削除)  ⇒第4項へ</p>
<p>(第5条から第7条まで省略)</p>	<p>(第5条から第7条まで省略)</p>
<p>(附属機関)  第8条 法第14条の規定に基づき、<u>別表</u>の中欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。</p>	<p>(附属機関)  第8条 法第14条の規定に基づき、<u>別表第3</u>の中欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。</p>
<p>2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、<u>別表</u>の右欄に掲げる委員の定数のとおりとする。</p>	<p>2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、<u>別表第3</u>の右欄に掲げる委員の定数のとおりとする。</p>
<p>(第8条第3項省略)</p>	<p>(第8条第3項省略)</p>

別表（第8条第1項及び第2項）			別表第3（第8条第1項及び第2項）		
付属機関	担当事務	委員の定数	付属機関	担当事務	委員の定数
横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会	横浜市立市民病院の再整備に関する事業者の提案に対する評価その他当該事業者の選定に係る評価に関する事務	10人以内	(削除)		

附則の次に加える表

別表第1

名称	位置	診療科目	病床数
横浜市立市民病院	横浜市 神奈川区及び 西区	内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 624床 2 感染症病床 26床
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市 中区	内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 584床 2 精神病床 50床
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	横浜市 磯子区	内科、脳神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの	一般病床 300床

別表第2

種別	定員
介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第28項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護	80人
介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション	33人

## 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）<b>第4条第2項</b>に規定する病院事業が経営する横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（第15条において「病院」という。）の管理について必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を利用する者（横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。）は、次に掲げる額（横浜市立市民病院にあつては<b>第2号及び第6号</b>、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあつては第2号の2、第4号及び第5号に掲げる額を除く。）の使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>(第2条第1項から第7条第3項まで省略)</p> <p>第7条</p> <p>4 病院事業管理者は、第1項の規定による選定及び前項の規定による指定をしようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例 <b>別表</b> の附属機関の欄に掲げる横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(第8条第1項から第8条第4項まで省略)</p> <p>(老健施設の指定管理者の指定等)</p> <p>第8条</p> <p>5 病院事業管理者は、老健施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例 <b>別表</b> の附属機関の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）<b>第4条第2項及び別表第1</b>に規定する病院事業が経営する横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（第15条において「病院」という。）の管理について必要な事項は、この条例の定めるところによる</p> <p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を利用する者（横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。）は、次に掲げる額（横浜市立市民病院にあつては<b>第2号</b>、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあつては第2号の2、第4号及び第5号に掲げる額を除く。）の使用料又は手数料を納付しなければならない。</p> <p>(第2条第1項から第7条第3項まで省略)</p> <p>第7条</p> <p>4 病院事業管理者は、第1項の規定による選定及び前項の規定による指定をしようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例 <b>別表第3</b> の附属機関の欄に掲げる横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(第8条第1項から第8条第4項まで省略)</p> <p>(老健施設の指定管理者の指定等)</p> <p>第8条</p> <p>5 病院事業管理者は、老健施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例 <b>別表第3</b></p>

欄に掲げる横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(第9条以下省略)

別表(第2条第1項第2号の2から第4号まで、第7号及び第8号)

駐車場 使用料	駐車 時間	<u>3時間</u> まで	310円
		<u>3時間</u> を超えて <u>1時間</u> までごと	200円

の附属機関の欄に掲げる横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(第9条以下省略)

別表(第2条第1項第2号の2から第4号まで、第7号及び第8号)

駐車場 使用料	駐車 時間	<u>2時間</u> まで	310円
		<u>2時間</u> を超えて <u>20分</u> までごと	200円